

## 判決骨子

- 1 憲法は、投票価値の平等を要求しているものの、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであり、選挙制度の仕組みの決定について、国会に広範な裁量が認められている。
- 2 平成23年大法院判決は、平成21年衆議院議員総選挙に関し、1人別枠方式に関する選挙区割りが、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていると判示した。これを受けて、1人別枠方式の規定が削除されると共に、0増5減及び0増6減の措置等を内容とする公職選挙法等の改正が行われた。

本件選挙当日（平成29年10月22日）における選挙区間の議員1人当たりの選挙人数の最大較差は、1対1.979であった。このような投票価値の較差が生じた主な要因は、0増5減及び0増6減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県について、1人別枠方式の基準に基づいて配分された定数の見直しを経ていないことにあるというべきである。

しかしながら、選挙区間の較差が2倍以上となる選挙区が0となったことは、累次の大法院判決の趣旨に沿って、較差の是正が図られつつあるものとみることができ。また、その改定の手法についても、一応の合理性があるというべきである。加えて、大規模国勢調査の度に、アダムズ方式による都道府県別定数の配分を行うこと等を義務付けるに至り、更なる較差の是正を指向するものと評価することができる。他方、選挙区毎の人口の均衡を図るためには、分割市区町村が生じることが避けられず、自治体の一体性を損なう等の批判が生じることも、容易に想像できる。

そうすると、0増6減の措置を定めたことは、投票価値の平等の要請に配慮した合理的な選挙制度の実現に向けた漸次的な見直しとして、国会の裁量権の範囲内にあるというべきであって、本件選挙における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生じる程度の著しい不平等状態にあったものということとはできず、憲法に違反するということはできない。